

別紙 1

健康保険法等の一部改正する法律による福祉医療費への影響

()は一般財源

1 高齢者の患者負担の見直し

現役並み所得の70歳以上の高齢者の見直し(2割 3割)(平成18年10月～)
70～74歳の高齢者の負担の見直し(1割 2割)(平成21年4月～)

		改正前	H18.10～ H21.4～		年間影響額
75歳～	現役並み所得	2割	3割		34,000,000円 (20,000,000円)
	一般	1割			
70～74歳	現役並み所得	2割	3割		
	一般	1割		2割	

は変更なし

2 療養病床に入院している高齢者の食費・居住費の負担引上げ

平成18年10月から、70歳以上の療養病床への入院患者について、食費・居住費の自己負担を引き上げた。

		改正前	H18.10～		年間影響額
70歳以上療養病床入院患者	食費(1食)	260円	食費(1食)	居住費(1日)	3,000,000円 (3,000,000円)
			460円	320円	

3 高額療養費の自己負担限度額の引上げ

平成18年10月から、高額療養費の自己負担限度額を引き上げた。

(例) 70歳未満

		改正前	改正後	年間影響額
一般		72,300円 + (医療費 - 241,000) × 1%	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%	21,000,000円 (13,000,000円)

4 65歳以上重度心身障害者限度額「一般」適用改定による給付額増額

現行(老人保健制度・入院) 現役並み所得者 「一般」適用者(H20.7.31まで)		H20.8月～(老人保健制度・入院) 現役並み所得者		年間影響額
自己負担割合	医療費上限額	自己負担割合	医療費上限額	29,000,000円 (14,500,000円)
3割	44,400円	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	

5 乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大

平成20年4月から、乳幼児に対する自己負担軽減(2割負担)の対象年齢を、就学前までに拡大する。

		改正前	H20.4～	年間影響額
乳幼児	3～6歳	3割	2割	80,000,000円 (40,000,000円)
	0～2歳	2割		

は変更なし